

第 35 號  
23 9 16

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 320 ( 10 Jan 48 ) GS  
(SCAPIN 1843)

APO 500  
10 January 1948

第 35 號

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT  
THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo  
SUBJECT: Plan for Abolition of Second Demobilization Bureau

1. Reference Supreme Commander For The Allied Powers Memorandum AG 091.1 (4 Oct 47) GS (SCAPIN 1791) dated 4 October 1947, subject: "Demobilization Machinery, Reorganization Of."
2. Reference Central Liaison Office No. 9732 (PP) dated 22 December 1947, Subject: "Plan for Abolition of second Demobilization bureau," with three inclosures.
3. Reference Central Liaison Office No. 9867 (PP) dated 27 December 1947, Subject: "Correction of Plan For Abolition of Second Demobilization Bureau," with correction sheets attached.
4. The plan submitted under reference 2 as corrected by reference 3 is approved.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. M. LEVY  
Colonel, ACD  
Adjutant General

Received: 14 Jan. 9.00. a.m.  
Shukan : FP  
Copy : V. Minister  
D of GA  
D of FG  
PD, EWL, CM

め  
く  
れ  
ず

裏  
面  
白  
紙



聯合軍最高司令官總司令部

AG三二〇(二三、一、一〇)

AP〇五〇〇

(SCAPIN一八四三)

昭和二十三年一月十日

日本政府宛覚書

終戦連絡中央事務局経由

第二復員局廃止に対する計画の件

一、昭和二十二年十月四日付連合軍最高司令官覚書AG〇九一、一

(SCAPIN一七九一)「復員機構再編成に関する件」参照の

事

二、昭和二十二年十二月二十二日付終戦連絡中央事務局第九七三二

(PP)三通封入「第二復員局廃止に対する計画の件」参照の事

三、昭和二十二年十二月二十七日付終戦連絡中央事務局第九八六七

(PP)「第二復員局廃止に対する計画の改変」参照の事

四、右参照第三項に依つて改変された参照第二項の計画を是認する

ものである。

最高司令官代

高級副官 AGD 大佐

R、M、レグイ



第二復員局及び地方復員局が掌つていた事務の中、播海、船舶の保管並にこれらに関連する事務は、これを運輸大臣の管理に、その他の事務は、これを厚生大臣の管理に属させる。

厚生省第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、同局は従前の事務の外、前項の規定により、厚生大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つていた事務を掌る。

地方復員局は、その名称を地方復員局残務処理部に改め、第一項の規定により厚生大臣の管理に属させられた地方復員局の残務処理に關する事務を掌るものとし、これを厚生省所属機関とする。

前二項の部局及び機関の職員の名、定員及び所掌事項は、従前の例による。

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つていた事務を掌らせるため、臨時に運輸省海運總局に播海管船部を置く。

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事させるため左の職員を増置する。

運輸事務官又は技官

専任	一人	一級
専任	四百十六人	二級
専任	千五十七人	三級



附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年政令第二百十五号（昭和二十年勅令第五百四十二号、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く復員廳の部局に対する措置に関する政令）の一部を次のように改正する。

第二條を削り、第一條の條名を削る。

この政令施行の際現に第二復員局又は地方復員局の職員に在る者の中第一項の規定により、運輸大臣の管理に属せられた事務に従事するものは、別に乱令を発せられないときは、復員事務官、運輸事務官に、復員技官は、運輸技官に、同級及び同俸給を以てそれぞれ任ぜられたものとする。



第二復員局及び地方復員局が掌つていた事務の中、掃海、船舶の保管並にこれらに関連する事務は、これを運輸大臣の管理に、その他の事務は、これを厚生大臣の管理に属させる。

厚生省第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、同局は従前の事務の外、前項の規定により、厚生大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つていた事務を掌る。

地方復員局は、その名称を地方復員局残務処理部に改め、第一項の規定により厚生大臣の管理に属させられた地方復員局の残務処理に關する事務を掌るものとし、これを厚生省所属機関とする。

前二項の部局及び機関の職員の官名、定員及び所掌事項は、従前の例による。

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つていた事務を掌らせるため、臨時に運輸省海運総局に掃海管船部を置く

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事させるため左の職員を増置する。

運輸事務官又は運輸技官

専任 一人 一級

専任 六十四人 二級

専任 五十七人 三級

前項に規定する事務に従事させるため、海運局に左の職員を増置



する。

運輸事務官又は運輸技官

専任 三百五十二人 二級

専任 九百九十六人 三級

附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年政令第二百十五号（昭和二十年勅令第五百四十二号  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く復員廳の部  
局に対する措置に関する政令）の一部を次のように改正する。  
第二條を削り、第一條の條名を削る。

この政令施行の際現に第二復員局又は地方復員局の職員に在る者の

中第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事  
するものは、別に辞令を発せられないときは、復員事務官は運輸事  
務官に、復員技官は運輸技官に、同級及び同俸給を以てそれぞれ任  
せられたものとする。



内閣総理大臣  
片山哲  
厚生大臣  
一松定吉  
運輸大臣  
北村徳太郎